

**令和3年度兵庫県社会福祉審議会
ユニバーサル社会専門分科会
議事録**

1 日 時 令和3年10月28日（木）10:00～12:00

2 場 所 県庁3号館 6階 第1委員会室

3 出席者：別紙のとおり

4 内容

（1）報告事項：ユニバーサル社会づくりの推進（令和3年度の取組）に関して

【A 委員】

遠隔手話サービスの構築について詳しく伺いたい。

【事務局】

コロナウイルス感染症の拡大により、聴覚障害者が病院等に行くとき手話通訳者が同行しにくい状況であったため、昨年度国が予算化し、県はその補助金を活用して遠隔手話システムを構築した。

利用方法は、利用者（聴覚障害者）からの申し込みにより、手話通訳者と日にちをコーディネートして、QRコードを利用者へFAXやメールで送付する。指定の時間帯に、利用者が自分のスマホやタブレットでQRコードを読み込むと、PC画面の向こうに手話通訳者がいて、病院なら医師と利用者の間をウェブを使った形で手話通訳者が通訳をする。

新型コロナワクチン専門相談窓口でも同様に、遠隔手話を実施している。従来のFAXでのやりとりだと時間がかかることや、手話で相談したいという希望があったため、遠隔手話の仕組みを整えた。

県内の大多数の市町がこの遠隔手話システムに参加している。複数の市町が参加していないので、県内全市町で実施できるようになるよう市町にお願いしてまいりたい。

【B 委員】

事業数が多すぎて、現場や当事者の立場だと、自分達が利用できる事業はどれなのか分かりにくい。当事者に主体的な立場に立っていただけるような施策体系に組み替える必要があるのでは。当事者がサービスを受ける事業と当事者参加型の事業があるので、当事者参加型の事業展開を示されると分かりやすくなる。

令和3年度新規事業の認知症希望大使の委嘱は、ぜひもっと広めていただきたい。当事者自身が発信源になっていくことで、ガラッと社会を変えていける。

【事務局】

この資料は、ユニバーサルという観点から全庁横断で事業を集めてきて、ユニバーサル社会づくりに関する事業はこれだけあるとご覧いただいているが、確かに、高齢か障害か

など分野がわかりづらい点と、参加型事業もかなりあるので、その障害の分野を切り抜くとか、例えばここに所管課を書くとか、ターゲットごとに丸をまとめるとか、そういった工夫はできる。それに加え、参加型の事業をまとめるなど資料の工夫を来年度以降させていただけるとは思わないかと思う。

【C 委員】

B 委員のご指摘されてることは正論だと思うが、同時に、指針からスタートして条例があってそして県庁内外あるいは県民への啓発を進めていく、そういう意味では、まず「ユニバーサル社会」という言葉自身を知ってもらい、あるいはそれがどんな意味なのかということ職員にもわかってもらい、そういう自覚の中で事業を展開してもらおうと、いわゆる横串を指していくことになる。

そういう立ち上げ期から今度は条例ができ、次のレベルで今改めて「ユニバーサル推進って何だ」ということを考えるときに、当事者からの主体的な参画というようなことの展開で考えられないのかという問題提起をされた。

【B 委員】

ユニバーサル推進課が所管している事業数と予算を教えてください。

【事務局】

参加型の事業がどれくらいあるかは調べていないため、申し訳ないが答えできない。所管事業数と予算は後ほどお答えする。

【C 委員】

参加型の定義は難しい。参加型とは言っても、実はやはり行政がすることだから、給付になる。サービスにせよ、お金のせよ、情報にせよ、そうなる。参加を求めるためにそういう給付をしている、というような種類のものを入れるのか、どこまでを参加型とカウントするか、参加型の定義がまず一つは難しいと思う。

【D 委員】

この資料は、県の各課でユニバーサルに該当すると思われる事業を入れた結果、県職員のユニバーサル社会への価値観が反映されているように感じた。一般のレベルに対象者を近づけていこうとする事業がほとんどだ。

私は、「参加」もそうかもしれないが、むしろ「相互理解」が大切と考えている。交わらない事にはお互い理解できないし、相互理解にお金は必要ない。お金にとらわれると、予算がつくような事業しかピックアップしにくい。きっと県でも交流や触媒のようなことをしていると思うのでそれを挙げていただければ。

先ほどの他の委員の発言と重複するが、資料の事業名の後ろに、これは一般のレベルに対象者を近づけていこうとする事業、これは相互交流・相互理解の事業というように印をつけたら、資料が見やすくなるように思う。

【E 委員】

先ほど手話通訳の話があったが、外国人でも通訳を必要としている人はいる。特に、医療通訳は非常に必要性がある。日本語ができなくても英語ができれば、病院の医師も英語ができるのでそこそこ伝わる。英語もできない場合が一番困る。医療通訳を提供している組織があり通訳者を派遣してくれるが、もう数年前から必要性が増えて足らなくなっている。また、プロの通訳のため、1回か1時間あたり何千円と費用がかかる。一部は病院が負担してくれるが、残りは個人負担になる。個人が負担できない場合、私が所属している財団が毎年寄付しておりそこから払っている。昨年だけその寄付が余った。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大で、病院に行くのが怖くて家で我慢していると推測される。医療通訳の費用を払えない場合は免除するから、我慢せず病院に行ってくださいと今後もPRを進めていきたい。

【F 委員】

感想になるが、各部局が実施している事業を横串を指していると仰るが、単に部局がユニバーサル社会に関連すると思うものを挙げているだけで、横串ではないのでは。それぞれ個別の事業が並んでいるだけではないかという感じがする。

B委員の仰っていることは、参加者を中心にして横串的な発想でできないか、それぞれ縦割りですしている事業を集めるのはいいが、もうひと味いるということだと受け取った。

例えば地域共生社会、重層的社会づくり、いわゆる相談支援から社会参加からそういういろんな共同の場づくりとか、地域の人がみんな集まってそういう社会を作りましょうというの、そうだと思う。まさしくこの一つ一つ縦ではなくて地域社会でそういう総合的な対策をやっていきましょう、そういうことを進めることもユニバーサル社会づくりの大きなポイントになるのではないかと。今後協議し考えてみてはいかがか。

【C 委員】

ユニバーサル社会の推進って何なのか、とりわけ新知事の「誰も取り残さない」という視点で見ていったときにどうなのかと。そういう新たな視点、新しいフェーズにきているのではないかとというのが委員の皆さんからのご指摘だと思う。

【事務局】

この資料に載せる事業として、各分野で新規・拡充した代表的なものを我々は選んでいる。横串ではないかもしれないが、各部局で実施している事業が、改めてユニバーサル社会づくりにも貢献してることを職員に再認識してもらえると考えている。

(2) 議事：令和4年度のユニバーサル社会づくり主要施策（障害福祉分野分）（素案）に関して

【C 委員】

先ほど、認知症希望大使は1人かという質問があった。

【事務局】

兵庫県は広く、1人だけにご負担が集中してもいけないと承知している。

大使の委嘱にあたり、市町、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどから推薦いただき、7名の方に個別面談やミーティングを開催した。その中で人前に立ち思いを発信する役目を引き受けていただけたのは今年度お一人だったが、7名の中には、今後もミーティングに参加いただける方もいる。全国版の大使は5名で、各都道府県でも大使の委嘱が進んでいる。9月30日には9都府県の大使のオンライン交流会が開催された。今後コロナ禍が収束し、集まり交流ができるような機会などでさらに輪が広がり、発信の声が大きくなれば、賛同いただける方も増えてくるのではないかと考えている。引き続き募集していく。

【C委員】

認知症の方が普通に発信しいろいろ参加するということであり、むしろ数を多く確保して様々な場に出ていただくのが趣旨だと思う。イギリスなどでは特に10年ぐらい前からどんどん進んでいる。認知症の方が発信することによって社会参加が進む、あるいは認知症に対する誤解を解いていくという大きな役割を果たされるだろう。

【A委員】

障害者と一言でいっても、幼児、児童、学生、青年、壮年、高齢者と、年齢層によって、必要とする支援などは異なる。各年齢層の障害者に合った施策になっているかという観点で、事業を考えていただけると有り難い。

【B委員】

資料2の表記について伺う。掲載項目は予算を伴うものか。

【事務局】

ここに挙げている項目は全て予算化を考えている。

また、先ほどの質問の件、令和3年度のユニバーサル推進課の所管事業は、56事業の18億3851万2000円である。1事業の中に複数の細かい事業をまとめることもあり、事業数は恐らく100程になるかと思う。

【B委員】

事業予算が18億と仰ったが、これらに関係する団体は、様々な地域団体を含め兵庫県でも相当数あると思うが、例えば1%の障害者を雇用して共生社会の実現のため日常的に活動していく団体には、いくらか配分するなど考えていただきたいが、無理だろうか。

【C委員】

無理だろう。それはNPOの世界の発想で、行政というのは事業ごとが基本だ。しかし行政もブロックグラントという、まとまったお金を付与してそれでいろんな複合的なこと

をすることもあるし、また必要でもあるが、ブロックグラント型の事業展開や支援は進んでないのが日本の現状だ。

ブロックグラント型で、例えばあれもこれもするというふうなプロポーザルを出さして、そこにまとめて県からお金を出すということは可能か。

【事務局】

まず予算要求の段階で財政当局に提出する場合に、なぜこの事業をするのか、この事業をするにあたってはこれだけの経費がかかるというのを積み上げて要求する仕組みになっている。今仰ったように自由、ある意味融通の利く運用での予算要求は非常に難しい。ただ、中には細々した多数の補助金を統合して包括交付金みたいな形で出すような仕組みも無いことはない。しかし、その場合、また新たな需要が出てきたときには、その中でやってもらったらいいじゃないかということになり、予算要求はできないというような仕組みになっており一長一短あって非常に難しい。我々としては、ユニバーサル分野は時代の流れと共にいろいろな需要が出てくるため、それに1個1個対応して予算要求しており、そのためどうしても細かい事業毎の予算になってしまうのが実情だ。

【B委員】

地域にバラバラに1個1個100の事業が下りてきた時に使いこなせない。結局縦割りの弊害は県民市民が受けているという状況だ。

一括包括資金提供を受けているところは、高齢者福祉分野でもあることはある。しかし、そこでできていないのは市民住民の民主制だ。それを受けるための組織がきちんと民主化されていて受けて、それをきちんと合理的に配分しながら自分たちで自治ができるようなものが私たちの中で育っているかということ、またそこが図らずも相当未熟なので、一括包括資金を下ろされてもなかなか上手くいかない。しかし、そう言っていたらいつまでもできないので、1個でもいいからモデルを作っていただきたい。朝来市や神戸市では地域包括ケアシステムを通じながら地域一括包括的にお金を下ろしている地区がいくつかある。

【C委員】

行政文化とそれ以外の違いもあるが、時間のスパンが違うように感じる。ユニバーサル社会は、5年や10年のスパンで次のレベルにどのようにいけるかという話をしているわけだが、行政当局は単年度主義の予算であり、短いスパンで成果を出さないといけない。とりわけこういうコロナで一律に何割カットというふうな時代だと、これは絶対必要であるという新規・拡充という名目で打ち出していかないざるをえないというのは理解できる。今日は行政のあり方の話になり、問題提起として重要な提言をされた。F委員のご意見を伺いたい。

【F委員】

県民の皆さんの税金を使っている以上、行政には、使い道をまずはっきりして「こういうことに使います」と言う説明責任がある。それを包括的に説明できるかどうかということだ。

ただ実態としては、もう少し現場に重点を置いた事業展開ができるような仕組づくり、これを新しい行政としてやっていく必要はあろうかと思うが、片ややはり税金であるから、使途についての説明責任を果たしていかなければならないというそのジレンマの中で、どうしていくかはこれからの大きな課題だと思う。

いくらでも財源があるなら建前論でいけるが、これだけ金が逼迫するとやはり現場の重みというものを受け止めるような仕組づくりを今後行政が考えていく必要があるということのご示唆でなかったかと思う。

次に資料2について。これだけぱっと見ると、障害者の社会参加の促進が、今障害者の分野では一番力を入れていることのように見える。しかしよく考えると5番~7番の事業は、「社会参加」の分類ではなく、「生活基盤の充実」の方ではないだろうか。正式な柱の方にいずれ置き換えるのだろうが、このうち出しでも、やはり「生活基盤の充実」の方に整理した方が、障害施策のバランスとしていい。コロナ禍において障害者の方は大変ご苦労なさっておられるので、「その生活基盤を安定させていきます。それに力を入れています。」と伝わるように整理し直した方がいいのではないかというのが私の感想だ。

【事務局】

いつも、私達が資料をまとめるときに苦しんでるところをご指摘いただいたと思う。「生活基盤の充実」や「暮らしを支える」ことが、障害福祉分野ではメインの事業になるが、この「人」「参加」「情報」「まち」「もの」という条例と総合指針に照らした柱立てにすると、その生活基盤をどこに入れたらいいのかというのを毎年悩む。指針の改正や条例の改定を待たずして新しい柱を作るのは難しいが、この資料はユニバーサルの事業を見ていただくものなので、そういう生活基盤の充実みたいなところは別立てで資料として見ていただく方法も考えてみたいと思う。

【D 委員】

Iの「意思疎通支援体制の充実」については、将来的に意思疎通支援というその手段が目的化しかねないよう注意いただきたい。

また大事なことは、「障害のある方が意見言っているんだよ。」とか、その意思に向き合う姿勢。これは予算を伴わないが、県の主要政策として1~3の後に、意思疎通のための市町支援をしていくということ、主要施策として並べていただければ有り難い。

国が計画を作らないといけないと言っているため、今市町は、成年後見制度の利用促進計画に基づき、市民後見人の養成を活発に行っている。しかし、最も重い後見類型は代理を中心とするものであり、民法上の多くの権利は剥奪されるなど、いわゆる民法上の死刑宣告に等しいものであることが理解されていない気がする。そもそも、常に意思を欠くという人はこの世にはいない、いるはずがないという認識を持つことがとても大事で、それが本人を尊重する第一歩であり、それが意思疎通支援である。市町がなすべきことは、安易に後見をつけることでなく、むしろその前に意思決定に向き合うことが重要であり、県としてそのような市町支援をやっていくことを出していきたい。

次に、手話通訳に関して。事務局の説明では聴覚障害の方がおられるときに、通訳者が付くというような説明だったが、将来的に聴覚障害の方がいてもいなくても、何かのとき

には全てがセットされてるのが理想である。手話は日本語とはあくまで違う言語なので、県の催しでは、聴覚障害者の有無に関わりなく、手話通訳者を設置するのが日常的な風景だ、というふうに舵を切っていただきたい。

Ⅱ－２ 重度知的障害支援体制整備は、圏域ごとに一番大事。これも同じでやはり市町支援がいる。また、今は養護者の支援があまりにも弱いため、それにどう向き合うか。ともすれば、家族が支援することを後押しする、いわゆる家族責任論が横行しているが、誰も、家族にも自分の人生があり、それを当然に謳歌して良い、頑張らなくていいんですよということを言わない。本人中心はわかるが、家族を支援していかなければ在宅なんて絵に描いた餅である。主要施策に出していただければと思う。

Ⅲ－１，２ 障害者スポーツの普及については、学校にスポーツ器具をどんどん設置して触れるチャンスをつくっていただきたい。年に何回かの体験で触れるのではなく、日常的に小学校の子どもたち、障害のある子どもたちが、スポーツ用具に触れられるように今後していただきたい。

Ⅲ－５～７について。就労関係は事業所の支援が中心になっているが、障害者就労を増やすためには、優先調達法をもっと活用すべき。県や市町が購入する際、それを従来通りの民間企業から買うのか、それとも障害者雇用に熱心なところから優先的に買うのか、少し変えるだけで、工賃や参加の機会は格段に広がる。

【C 委員】

重要なお指摘だった。

ユニバーサル社会の推進ってというのはどういうことが中核になるのかとか、事業管理だけでなく、全庁に対するコントロールとかあるいはデータや情報を発信することが、この部局には期待されているのではないかと思う。

合理的配慮は法律でも定められているが、実際県下でどんな事例があり、どういうことで当事者と意見が合わなかったのか、またそのときどうしたのかという実践例を集めていただき、県下での合理的配慮の現状と次に目指すことを提案していく。そのような情報発信、推進役をぜひお願いしたいと思う。

ところで、災害時の個別避難計画について何か新しい試みはあるか伺いたい。

【事務局】

新規事業の話ではないが、国の災害対策基本法がこの５月に改正された。そこで、市町が主体的に個別避難計画を作っていくため、この９月県議会で条例の市町の取組の中に個別避難計画の作成を入れさせていただいた。併せてガイドラインの見直しを図っていく。

市町の個別避難計画の作成がなかなか進んでいないが、今後概ね５年程度で、リスクの高いハザードの中にいらっしゃる障害者や高齢者等の個別避難計画を優先的に作っていただく。県も、人材育成や福祉と連携した研修事業を実施しているので、側面的に支えながら市町の取組を支援していく。

【C 委員】

その際に主導するのは行政か、地域団体か、もしくは社会福祉協議会か、何か想定されているか。何か具体的な市町に対する姿勢はあるか。

【事務局】

市町が実施主体となる。ただ市町だけでは、介護事業者の方と1人ひとりの個別避難計画を詰めていきながら、ハイリスクの方全ての計画を5年以内に作り切るというのは現実的ではないように思う。よって、国の方も言っているが、地域から上がってくる、本人や地域が書いた個別避難計画も確認できるような二つの大きな流れの中で、1人でも多くのハイリスク者の個別避難計画を作っていこうとしている。

本来必要なハイリスク者の方の選定も詰めながら、各市町で一つ一つ進めていく。その際には市町や社会福祉協議会、地域の自治会に協力いただきたい。

【C 委員】

例として、尼崎市に海拔が低く、東南海・南海地震の津波のリスクが大きい地域があるが、近隣に垂直移動できるような建物もない。水平移動が無理な場合に、垂直移動できるような人工物を作っている県もある。ところが尼崎にはなかなかできない。今の条件のもとで個別避難計画を作るなら現実性が少なくても、仕組みを新しく設けたら展開が変わるような提案など、本来は市がすることだと思うが、県もプッシュしていただきたい。

【C 委員】

LGBTQ で新しい施策はあるか。

【事務局】

パートナー条例を制定している市はあるが、県として条例を作ろうというところまでの動きはない。ただ、少なくとも県の届け出や申請の様式については、国から様式が示されてるもの以外については、性別の欄を削除する手続きを取っている。

また、LGBT 等の方が相談できるよう人権相談窓口の普及啓発を行うなど、LGBT 等の方に対する啓発を進めている。

【E 委員】

皆さんご存知のように、福祉や障害者の分野では、特に欧米などに比べると日本は非常に遅れていた。しかし、かなりキャッチアップしている（追いついてきている）と思う。

今日この資料を見ても、こんなにたくさんユニバーサルに関わる事業がある。中にはそんなに完璧でないかもしれないが、本当によくやっているなど思う。